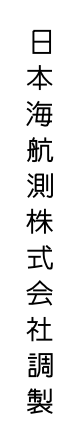


1:2,500
49 (VII-IC 91-2)



平成12年度 〇 平成11年 8月撮影空中写真
平成13年度 〇 平成12年 2月現地調査
平成24年度正 〇 平成13年 1月現地調査
令和 6年度正 〇 平成23年 9月、10月撮影空中写真
〇 平成24年 3月現地調査
令和 4年 4月撮影空中写真
令和 5年 1月現地調査

※※※※※ 標準高は令和3年度市川県実測のV500航空1-3段階成果を活用し作成。

1:2,500

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び財省を有する同院所管の測量標及び成果を使用して得たものである（財省番号） 平 11 北 第 80 号」

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び財省を有する同院所管の測量成果を使用して得たものである（財省番号） 平 23 北 第 97 号」

「この測量成果は、国土地理院長の財省を有する得たものである（財省番号） 令 8 北 第 176 号」

「この成果は、石川県が作成した測量成果を、石川県知事の承認を得て使用し作成したものである。承認番号森管第133の号（令和5年度）」

著作權所有兼發行者 加賀市

39 (IC81-3)	40 (IC81-4)	41 (IC82-3)
48 (IC91-1)	加賀市	50 (IC92-1)
56 (IC91-3)	57 (IC91-4)	58 (IC92-3)

	普通建物	△37.2	三角点
	堅ろう建物	□25.62	水準点
		○42.3	角点 （角点部の中心）
		×35.6	公共基準点 （三角点）
	普通無壁合	■25.72	公共基準点 （水準点）
		△37.21	電子基準点
	堅ろう無壁合	□72.1	標高 （標高を測しにくい 場合）
		・15.6	標高 （標高を測く ことば）

[illegible][illegible][illegible][illegible]

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第VII座標系
(平面直角座標値は世界測地系による)
図影は横メルカトル図法
図郭に示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔はメートル

49
(VII-IC 91-2)